

平成20年 第2予算審査特別委員会討論要旨

◎ 新 政 会

新政会を代表して、本委員会に付託されました平成20年度滝川市「特別会計7件」及び「病院事業会計」並びに「関連議案7件」について賛成の立場から討論を行います。

生活保護費介護タクシー詐取事件で、行政に対する市民の信頼を大きく損ね、街に暗い影を落としている現在、その裁判の成り行きと第三者検証委員会の諮問結果、厚生省、並びに会計検査院の指導を待っている状況ですが、今こそ、行政、議会、市民が一体となって力を合わせ、滝川市の難局を乗り越えなくてはならないのです。しかしながら、市政執行は粛々と実施しなくてははいけません。今年度新しい財政健全化指標施行に当たり、従前よりなお一層厳しい財政運営を迫られています。市長始め市理事者並びに職員各位が本予算編成に当たって努力されたことに心から敬意を表するものであります。

以下若干の意見を付して討論といたします。

1. 後期高齢者医療特別会計

- ・新制度導入がスムーズに行われるように、事務処理受入れ体制に万全を期されたい。
- ・対象市民に、新制度の趣旨や保険料徴収方法などを、よく理解していただくよう努められたい。
- ・保険料軽減措置などをわかりやすくPRしていただきたい。

2. 老人保健特別会計

- ・後期高齢者医療制度への移行に伴う特会廃止に向けて、正確な整理事務を心がけていただきたい。

3. 公営住宅事業特別会計

- ・本事業は、まちづくりの大事なツールの一つであることを認識し、住宅マスタープランと連動した長期的な住宅建設地の選定をしていただきたい。
- ・分散されている公営住宅を街なかに集約化し、中心市街地活性化につなげていただきたい。
- ・滞納者に対する措置は公平性を持って、進めていただきたい。

4. 下水道事業特別会計

- ・合流式下水道改善事業は、事業執行予算に支障が出ないよう長期的に実施されたい。
- ・通常下水道修繕工事は、効率化を図り適切・安全に実施されたい。

5. 国民健康保険特別会計

- ・特定検診、特定保健指導や高額医療介護合算制度、自己負担額の変更、凍結などの改正点のポイントをわかりやすく、市民に対して周知徹底を図られたい。

6. 介護保険特別会計

- ・特定高齢者に対する介護予防サービス地域支援事業は、より効果を上げる方法を模索して確実に実施されたい。
- ・地域支援センターが中心となり病院、施設と連携をとって、市民にとって使いやすい介護保険制度を構築していただきたい。

7. 勤労者福祉共済特別会計

- ・本制度を、市が運営する使命は終えていると思われるので、商工会議所等への移管を実施されたい。

8. 病院事業会計

- ・オーダリングシステムから電子カルテへの展開を早い段階で計画実施されたい。
- ・他会計繰入れがなくても運営できるような、民間並みの健全経営を目指し、さまざまな部分での創意工夫を研究されたい。

- ・医師の確保を最優先にし、長期にわたる地域医療の確保を図られたい。
- ・砂川市立病院、滝川医師会、市内個人病院・医院との協力体制とそれぞれの役割をよく話し合っ
て緊密な連携を構築していただきたい。

以上、本予算執行に当たり、適正かつ効率的に行うとともに、住民福祉を第1義に考え、さらなる財政健全化の推進と公務員としての本則に沿って、真摯に業務に当たっていただくことを要望して討論を終わります。

◎ 市 民 ク ラ ブ

市民クラブを代表して、第2 予算審査特別委員会に付託された議案第2号から第9号まで、及び関連議案第16号、第17号、第25号、第28号、第30号、第31号、第32号のすべてに賛成の立場で討論いたします。

昨年生活保護詐欺事件発覚以来、本市は市民の信頼失墜により危機的状況にひんし、責任ある対応が求められています。さらには市制施行50年の大きな節目を迎えており、本市にとりましては大変課題の多い1年ではありますが、人口減少、少子高齢化で地方交付税、市税収入などの伸びも期待ができず、活力再生プランも見直しの1年と依然として厳しい情勢の中で、予算編成に努めてこられました市理事者並びに関係職員の皆様に対し、心より敬意を表します。

以下、若干の意見を付して討論とします。

1. 国民健康保険特別会計

- (1) 制度改正により、特定検診、保健指導が義務化され、予防医療、健康増進にさらに努められたい。
- (2) 単年度での収支バランスが維持できるよう、今後ともより一層の経営改善を図り、安定的な運営に努められたい。

2. 下水道事業特別会計

- (1) 借換債発行における影響額の効果が大きいことから、今後とも国に対して計画的に求められたい。
- (2) 下水道処理区域外の個別排水処理施設の普及促進にさらに努められたい。

3. 勤労者福祉共済特別会計

加入者が年々減少しており、勤労者の利便性など共済制度システムについて、さらに検討されたい。

4. 公営住宅事業特別会計

老朽化の進んでいる住宅など、入居者からの改修要求については、速やかなる対応に努められたい。

5. 介護保険特別会計

市民、利用者の要望などを十分に検討しながら、制度、施設の充実に努められたい。

6. 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度の導入に当たり、対象者に対して制度内容などについてより一層周知徹底を図り、安定的な運営に努められたい。

7. 病院事業会計

- (1) 医療環境の激変により経営が厳しい状況にあるので、収支計画などしっかりと見極めを行い、決して市民負担増とならぬよう、安定的な経営に努められたい。

(2) オーダリングシステムの導入に伴い、患者が戸惑いのないようスムーズな移行に努められたい。

◎ 公明党

公明党を代表し、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第9号及びすべての関連議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

平成20年度は自治体財政の健全化を判断する新指標を示されての予算編成となり、皆様の奮闘努力に敬意を表します。

本年はより一層、市民の生活実感に対し、敏感力を持った市政執行をお願いを申し上げ、若干の意見を付して討論といたします。

1. 国民健康保険特別会計

収納率のさらなる向上を目指し、徴収窓口の拡大へ向け、検討していただきたい。

2. 下水道事業特別会計

地方債借り換えによる効果を分流化事業に生かしていただきたい。

3. 公営住宅事業特別会計

老朽化住宅の補修に努めていただきたい。

4. 介護保険特別会計

より一層の介護予防を推進していただきたい。

5. 後期高齢者医療特別会計

高齢者と現役世代の負担、世代間の公平性を確保するための新しい制度のため、住民により一層の周知に努めていただきたい。

6. 病院事業会計

地方公営企業法の全部適用を目指し、研究・環境整備を開始していただきたい。

◎ 日本共産党

私は日本共産党を代表して第2予算審査特別委員会に付託されました議案第3号から議案第7号、関連議案25号、28号、30号から32号は可とする立場から、議案第2号2008年度滝川市国民健康保険特別会計予算、議案第8号2008年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号2008年度滝川市病院事業会計予算、関連議案16号及び17号を否とする立場から討論を行います。

最初に困難な財政の中予算編成に当たられました市理事者、職員の皆様に敬意を表します。

議案第2号、関連議案17号についてです。今年度国保予算は、医療分、後期高齢者支援分で1人当たり2,516円の負担増、介護納付金分で2,167円の負担増を盛り込む予算となりました。この値上げ予算は、医療費の増加傾向が今年度も見込まれること、介護納付金分で単年度赤字が見込まれること、2008年4月からの医療制度改正により保険税の仕組みが変わり保険税率改定を行う必要性があることから、増税はやむを得ないという判断に立って行われるものです。

しかし、04年度の値上げ以降国保加入者の所得が明らかに減少しています。それどころか各種制度改悪によりくらしがますます大変になっています。特に道老が本年度で廃止されることや公的年金控除廃止の影響がある世帯は大変です。

地方自治体には、住民のくらしを守る責任があります。全道のいくつかの自治体では国保税を値上げどこ

ろか値下げする見込みであるところもあります。今回の値上げは行うべきではありません。

また、深刻な医療抑制を招く恐れのある資格証明書、短期保険証の発行をやめ、払える保険税にすることが求められます。資格証は 111 世帯、短期証は 516 世帯発行されているとのことですが年々減少しているとはいえ、一般の保険証を持たない方は医療を受けることが極めて困難になります。誰にでも必要な医療を受けられるようにするためにも発行はやめるべきです。

議案第 8 号、関連議案 16 号についてです。この後期高齢者制度は、国民皆保険制度のもとで、75 歳以上の人を「後期」高齢者として現在の医療保険制度から追い出し、医療費負担増と治療制限を強いる仕組みに困り込むという世界にも類のない差別制度です。また、高齢者数や医療費の増加にあわせて 2 年ごとに保険料を見直すことになっています。こうしたことから予算年度では国保と同程度でも 2 年後には保険料値上げの可能性が指摘されています。こうした後期高齢者医療制度は医療水準の後退のみならず、高齢者のくらしに大きな負担を課すものであることが浮き彫りになっています。

国会では扶養だった人のみ「凍結」が出されていますが、一時しのぎのもので負担増に変わりありません。介護保険料と医療保険料合わせた額が年金から天引きされたら、いったいいくら残るといのでしょうか。月 1 万 5,000 円以上の年金がない高齢者は普通徴収となり、こうした低い収入の高齢者は、保険料の支払い困難が想定され、払えないと保険証はもらえず「資格証」の交付対象です。滝川市 5,614 名の対象者のうち 1,484 名（26%）が普通徴収となります。こうした普通徴収では 1 年以上滞納すると資格証が発行されます。このような制裁はかつての老健でも実施しなかった冷たい制度です。質疑では滝川市が発行しないとすると統一性を欠くとの答弁がありましたが、自治体によっては資格証の発行を行わないところもあります。滝川市独自に保険証を取り上げないことを明言すべきです。

さらに医療の中味については「高齢者担当医制」や「出来高払い」ではなく、後期高齢者に対しては医療費抑制の目標のもと、「包括化方式」が導入されようとしており、必要な医療を実施しようとするれば、医療機関の持ち出し、あるいは患者・家族が不足分は全額自己負担となってしまいます。まさに「金の切れ目が命の切れ目」になりかねません。

長年、社会と家庭に貢献してきた高齢者に対して、その心身の特性による病気に対して過大な医療費の負担を求め、人間の生存と尊厳を踏みにじる制度は、中止・撤回すべきであると申し上げます。

この他意見として徴収業務でも市の裁量で個別の対応をとることができることが広域連合の中で明らかになっています。国保と違いペナルティーはないのです。滝川市の高齢者の健康を最優先にとらえ、実施されたとしても機械的に対応することなく、広域連合にも聞きながら対応されるよう申し上げます。また当面は慢性疾患患者でも検診が受けられるよう対応するとのことですが、これについても柔軟な対応をされるよう求めます。

議案第 9 号についてです。

反対する理由は病院建替えであります。医師確保の問題でも院長を始め市理事者、職員の皆さんが努力されていることは評価しております。しかし、それでもかつての産婦人科医師が出張医化されてから合計 8 名が減っているのです。今回は皮膚科も出張医化されるとのことです。現在でもずれが生じている中これ以上出張医化されない保障はありません。

収支の問題でも基本計画書からの差が指摘されています。ローリングしながら達成していくとのことですがそのまま順調に進むか疑問です。

さらに市民理解の問題です。統一地方選挙以降、病院建替えに対する機運が盛り上げられているかというところではありません。むしろ生保事件などで市が大きな事業を行うことへの批判の声もあります。

実施設計補正予算でも述べたとおり、日本共産党は建替えそのものや療養環境の向上については必要だと申し上げます。しかし収支計画と規模の見直し、設計の見直しを行い建替えを遅らせるべきと考えます。

次に本委員会等で明らかとなった事項について述べてまいります。

下水道会計では繰上げ償還の補償金が免除されることから将来にわたって約 10 億円の削減が見込まれることが明らかになっています。合流改善事業でも交通に支障のないよう行っていくことが示されました。公住会計では（仮称）栄町団地の入居に対して既存団地からの優先入居について検討していくとの答弁がありました。また、家賃減免の周知について市ホームページで掲載することについても検討されるとのことには評価いたしたいと思います。本予算はマスタープランやストック活用計画の改訂が行われるとのことですので、建替えが早まることも予想されるとのことですので、しっかりと計画されることを望みます。また、国土交通省が公営住宅法の施行令を改正する政令を出したことについてです。これは公営住宅の家賃の値上げや、入居対象者の制限、高額所得などを理由にした居住者の追い出しにつながるものと言われています。来年4月に実施されますが政令の内容をよくつかみ、入居者の不利益につながらないように対応することを求めます。

介護保険制度は、スタートして8年が経過しました。今高齢者からは高い介護保険料を納めているのに、いざ介護が必要となっても特養老人ホームにはなかなか入れない。利用料も高くお金がなければ施設にも入れない。在宅の介護サービスも利用料が高くて、認定されたサービスの半分以上しか使えない。安心して介護を受けられるようにしてほしいという切実な声が上がっています。必要なサービスを誰でも受けられるよう一層の対応が求められます。

以上申し上げ討論といたします。

◎ 窪之内 美知代

無所属女性の会・窪之内美知代です。第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から議案第8号までの平成20年度特別会計予算及び議案第9号病院事業会計予算、並びに関連議案第16号、17号、25号、28号、30号、31号、32号のすべてを可とする立場で討論を行います。

はじめに、いじめ自殺に続く生活保護詐欺事件は、マスコミを通して全国に発信され、滝川のイメージダウンや市政に対する不信を増大させる結果になりました。

滝川のみならず全国が注視している生活保護詐欺事件の全容解明とともに、各部署や各個人の責任についてもさらなる検証の中で明らかにされると考えます。この事件から市職員全員が、全体の奉仕者という公務員の基本理念に立ち返り、市民に信頼される市政づくりに一丸となって取り組むことを期待します。

交付税をはじめ、地方自治体への財源措置はさらに厳しさを増しています。こうした状況が長く続く中で予算編成に当たられました関係者に敬意を表するとともに、財政健全化へ向け一層努力されることを望みます。

全体に共通することとして、税金や使用料、利用料、保険料などの収納率向上へ、目的・意識的な取り組みを強化されたい。ただし、滞納者個人の事情を把握し、実情にあった納付誓約を合意の上で作られたい。

なお、各会計予算について、すべて無条件に賛成するものではありません。以下会計別に要望意見を付します。

1. 国民健康保険特別会計

保険料の改定では、子育て世帯や低所得世帯に配慮し、現状の医療分に相当する改定後の医療分と後期高齢者分を合わせた所得割の値上げをせず、平等割と均等割のみの値上げとしたことについては理解します。その結果、値上げが年間千円未満の世帯 45.9%と約半数、また全体の 91%は1万円

未満の値上げでという結果になりました。ただし、限度額を国基準にしたこと、介護納付分に相当するよう介護分の保険税を、所得割、均等割、ともに値上げをしたことから、約 200 世帯が 5 万円以上の値上げとなりました。ギリギリ限度額となる世帯にとっては深刻な負担増といえます。

高過ぎる国保税が滞納を発生させています。値上げをせずに収支バランスがとれるのであれば、値上げはすべきではありません。また、一般会計に余裕がある場合は繰入れによって値上げをしないという選択が可能かもしれませんが、現状はそうではありません。根本要因は、国保会計への国の負担割合を減らしてきたことにあります。ここを元に戻すことなしに、真の解決はありません。あらゆる機会を通じて国の援助を強化するよう求められたい。

保険税の改定や高齢者医療への移行など、複雑な制度改正となりました。説明会を行ったとはいえ、年金からの特別徴収や、納付書発行に合わせた問い合わせが予想されます。相手の訴えをよく聞き、丁寧に、かつ理解される対応をお願いします。

2. 下水道事業特別会計

高利率の起債繰上償還による利息軽減は、将来の財政負担を大きく軽減することがわかりました。計画的な繰上償還などで値上げをせずに収支バランスが図れる見通しも示されました。

下水道の整備は市民の快適な生活環境維持の基本です。適切な維持管理とともに、合流地域の分流化工事についてもできるだけ早い時期の完了を目指されたい。

3. 勤労者福祉共済特別会計

中小零細企業の従業員にとって、なくしてならない福祉施策と考えます。現状の給付水準を維持することを前提に、NPOも含め民間での事業継続について積極的に検討されたい。

4. 老人保健特別会計

平成 21 年度以降については、清算等のわずかな業務を残すだけの会計となります。一般会計への移行が可能かを検討し、できるだけ早期に特別会計を閉鎖するよう求めます。

5. 公営住宅事業特別会計

質疑の結果、計画的な建替えとともに、解体についても順調に進めることができる財政状況にあることがわかりました。しかし、建替えまでには相当な年数を要する団地もあり、入居者の改善要求に応えられるよう、改修費用についても十分考慮されたい。

新しい公営住宅マスタープラン策定に当たっては、低廉な金額で住宅を提供するという公営住宅の目的をはっきりさせるとともに、これからの滝川のまちづくり施策を踏まえた計画とされたい。

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた仮称・栄町団地については、その目的に沿って最大の効果を上げるという観点から、入居環境や設置場所等、関係者と再度意見交換を行った上で、実施計画を策定されたい。

6. 介護保険特別会計

介護事業の大半を担ってきた社会福祉事業団が一般法人化され、施設譲渡の検討が行われています。このことにより、介護サービスの後退や混乱が起きないように配慮されたい。

介護認定やケアプラン策定に当たっては、本人とともに、家族の意見や意向を確認し、正確な認定と、的確なサービスが受けられるよう進められたい。

介護保険事業計画づくりに当たっては、アンケート調査をするなど、高齢者の生の声が反映する計画策定を考慮されたい。

7. 後期高齢者医療特別会計

はじめに、制度の詳細がなかなか明確にならないもとの、準備と市民説明会に奔走された関係職員皆さまのご苦勞に対し、敬意を表するものです。75 歳以上の高齢者にとって青天のへきれき

ともいべき制度改正が行われました。重い負担の上に、これまで対象外とされていた滞納者への保険証の取り上げも新たに導入されるなど、必要な医療さえ受けられなくなるのが想定されます。

高齢とともに医療への依存度が高まるのは必然的なことです。高齢者にとって軽い負担で適切な医療をいつでも受けられる制度こそ求められているのではないのでしょうか。こうした思いとは逆行する内容の制度には納得できません。さらに、後期高齢者という人間の尊厳を無視するような制度名についても変更が必要と考えます。

私が、この会計に賛成するのは、自治体として制度に参加しない、あるいは独自に保険料を制定するなど、条例の内容を自由に変更できる制度ではないこと。また、4月1日までに、国において制度が撤回される見通しありません。こうした状況のもとでは、自治体として開始に当たっての条例や予算を決定する必要があると考えるからです。ただし、指摘した問題点については、政府や広域連合など関係機関に強く、そして早急な改善を求めていただきたいと思います。

8. 病院事業会計

第一に、病院建替えは、医師確保をはじめ、不安な部分も多い中で、市民の命と健康を将来にわたり守っていくための選択でした。この選択が正しかったことを実際の運営の中で市民に理解してもらうためにも、建替えに関わる情報を公開し、時には市民意向を再確認しながら進めていく姿勢を堅持されたい。

第二に、資材高騰などによる、収支見通しの変更が考えられますが、その場合であっても、市民に説明した最高金額内での実施設計とすることを強く要望いたします。

第三に、病院建替えによる地元経済の活性化のために、各工事の発注に当たっては、地元企業参入に十分考慮されたい。

第四に、解体工事が始まり騒音や駐車場確保など、利用者にとって不便な状態が続くことになります。工事自体の無事故とともに、病院利用者の安全確保にも万全の体制をとられたい。

第五に、オーダリングシステムの開始や、建替えに伴い事務量が増えることが予想されます。医師、看護師、職員の健康には十分配慮されたい。

第六に、健全運営を続けていくためには、1年、1年を計画どおり進めることが基本です。経営状況を日々分析し、必要な手立てを迅速に講じ、予算の確実な執行を求めます。